

国際色彩診断治療研究会 会則

第一章 名称及び事務局

第一条 名称 国際色彩診断治療研究会と呼称する。

第二条 事務局 愛媛県松山市味酒町 2-9-9 におく。

第三条 支部 本会は理事会の決議を経て、必要の地に支部を置くことができる。
東日本支部、関西・中部支部、中四国支部、九州・沖縄支部、海外支部を置く。

第二章 目的及び事業旨

第四条 目的 本会は色彩による診断・治療・研究の促進と情報交換をはかり、色彩診断治療の進歩・普及・発展に寄与することを目的とする。

第五条 事業 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術講演会、研究会等の開催。
- 2) 色彩診断治療の情報誌、機関誌、学術図書の刊行。
- 3) 国際的な研究協力の推進。
- 4) 公衆への啓蒙活動として講演会の開催や情報誌の刊行など必要な事業。

第三章 会員

第六条 会員の種別

本会の会員は①正会員（親子会員含む）②準会員③特別会員④賛助会員⑤個人賛助会員で構成される。

第七条 会員資格

- 1) 正会員は医師、歯科医師、鍼灸師、柔道整復師、薬剤師、看護師、理学療法士等の医療関係国家資格保持者とする。
- 2) 準会員は会員の補助者であり、資格を有しなくてもよい。但し、勤務先を退職した時点で準会員の資格を失う。
- 3) 特別会員は当研究会の事業の発展及び促進に寄与する科学者、研究者とする。特別会員資格の授与は理事会の認証を必要とする。
- 4) 賛助会員は当研究会の発展に寄与し、当会に対して医療器具等の販売、会員の要望に答え製作販売が出来る。 [個人賛助会員規約は別紙記載]

第八条 入会

本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に記入の上、入会金及び年会費を添えて申し込むものとする。

第九条

本会の会員は本会の目的に関する研究結果を本会へ報告し発表することができるとともに、その結果を臨床へ応用することができる。また本会の事業に関して総会等において意見を述べることができる。

第四章 役員

第十条 役員構成

本会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 3 名以内、理事若干名、監事 2 名以内、また名誉会長を置くことも可。

いずれも任期は 2 年とし、再任を妨げない。補欠または増員された役員の任期は現任者の残任期間とする。

会長の選任は理事会で行う。

第十一条 役員任命

会長が副会長、理事、監事を任命し、総会の承認を得るものとする。

第五章 理事会

第十二条

理事会は当研究会の執務機関とし、当研究会の運営につき重要事項を協議、決定する。

第十三条

理事会は会長、副会長、理事、監事を構成員とする。

議長は理事会で選任する。

理事会はWeb会議を行うことができる。

理事の過半数の参加をもって、有効な理事会の開催とする。決議は理事会参加人数の過半数をもって成立する。

第六章 研究会

第十四条 研究会大会、支部講習会、基礎講習会、癌講習会

1) 研究会は研究成果の発表及び各会員相互の親睦を図るために、年一回以上開催するものとする。

2) 研究会開催は研究会会長が主催する。会長の任命にて理事会の承認を得て、他の会員が大会長として主催することができる。

3) 支部講習会は理事会の承認を得て各支部にて開催することができる。以下各支部講習会の名称を記す。

各支部講習会名：東日本支部講習会、関西・中部支部講習会、中・四国支部講習会、九州・沖縄支部講習会、海外支部講習会

4) 支部講習会に関する費用は独立採算性とし、収益は支部単位で行う。

5) 癌講習会は理事会の決議により日程・内容・場所を検討する。

第十五条 総会

- 1) 総会は研究会の運営状況、会計等につき報告を受け理事会より掲示された議題につき決議する。
- 2) 総会の議長は理事会にて決定する。
- 3) 総会は当研究会の正会員、個人賛助会員をもって組織する。
- 4) 総会は年 1 回開催する。総会は当研究会会員の参加人数の過半数をもって決議が成立する。

第七章 会計及び会費

第十六条 入会金、会費及び研究会費は理事会にて決定する。一度納入された入会金、会費はいかなる理由においても返却されない。年会費は翌年分を 12 月 31 日までに納入する。延滞した場合は会員資格を停止されるのでカラー等の購入が出来なくなる。会費の納入により会員資格を再取得でき、再入会の入会金は免除とする。

第十七条 本会の経費は入会金、会費、その他の収入により支弁される。

第十八条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日から始まり、同年 12 月 31 日に終わる。監事による会計監査を受けなければならない。

第八章 退会及び勧告、除名

第十九条 退会

- 1) 本人の申し出により退会する。
- 2) 会費を 1 年以上滞納したものは退会したものとみなす。
- 3) 会員が国家資格を失った時及び死亡した時に退会する。
- 4) その他、理事会の話し合いにより判断する。

第二十条 勧告

- 1) 臨床行為以外で当研究会開発品を転売、転用を禁ずる
- 2) 当会に不利益をもたらす行為と理事会が判定した場合、勧告をする。
- 3) 上記行為の勧告に対して、是正が認められない場合、理事会の決議に基づき除名とする。

令和 4 年 4 月 27 日 改正

国際色彩診断治療研究会 入会のご案内

拝啓

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

国際色彩診断治療研究会の入会につきまして、下記の通りご案内申し上げます。

当研究会においては色彩診断治療法についてのご理解をして下さる、すこしでも多くの方々の入会とご支援を承りたいと存じます。

同封しました趣旨(ご挨拶)と会則を一読の上、手続きの程宜しくお願い致します。

尚、ご入会はお入金、入会申込書、国家資格のコピーの確認後となりますのでご了承下さい。

敬具

記

■入会費用

入会金	20,000円
年会費(入会時年度)	10,000円
初心者スタートキット (治療に必要な探策棒とカラー布が直ぐに使用できます。)	10,000円

合 計 (税込) 40,000円

※書籍一式は無料となります。(無くなり次第、終了します。)

■振込先

▼ゆうちょ銀行(ゆうちょに口座が無い場合)

送金方法/通常窓口

01660-6-28024 国際色彩診断治療研究会

▼ゆうちょ銀行(ゆうちょに口座が有る場合、手数料無し)

送金方法/ATMのみ可

一六九(店) 0028024 国際色彩診断治療研究会

※同封のお振込み用紙をご利用頂いても構いません。

申込用紙(写真必須)、資格免許証(コピー)を郵送下さい。

入会申込み書及び国家資格の証明書の
コピーを郵送される際、右記のラベルをご
利用下さい。

〒790-0814

愛媛県松山市味酒町2-9-9

国際色彩診断治療研究会 事務局 行

<キリトリ線>

国際色彩診断治療研究会 入会申込書

令和 年 月 日

(横 3cm×縦 4cm) 3ヶ月以内の写真を 貼付してください。	フリガナ		生年月日	性別	年令
	氏名		M T S H / /	男・女	才
	1. 現住所	〒			
	連絡先	電話 FAX	紹介者		

2. 院名 (勤務先)	フリガナ		役職
	名称	※○印をおつけ下さい。 会員名簿記載 1.可 2.不可	
	フリガナ		
	所在地	〒	
	連絡先	TEL	FAX
		業種	職業

郵便物届先	※必須	1. 現住所	2. 勤務先	※どちらかに○印をおつけ下さい。
E-mail(PC用)	※必須	※明確にご記入下さい。		
携帯番号	※必須	※緊急連絡時用です。		

学歴		高校	科	卒業年度	年
		専門学校	科	卒業年度	年
		短期大学	科	卒業年度	年
		大学	科	卒業年度	年
		大学院 (博士課程・修士課程)		終了	年
博士号 有・無 (医学博士・理学博士・薬学博士)					

資格	名称 免許番号
----	--